

船橋市行政資料室における行政資料の配架基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市行政資料室管理規程（昭和58年船橋市訓令第12号。以下「訓令」という。）第9条の規定に基づき、訓令第2条に規定する行政資料の配架基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(国、都道府県及び市町村以外のものが作成した行政資料に係る配架基準)

第2条 国、都道府県及び市町村以外のものが作成したもののうち、行政資料室に配架する行政資料として本市が意図的に取得したものの以外のものに関しては、次に掲げるものを配架するものとする。

- (1) 独立行政法人、地方独立行政法人、船橋市情報公開条例施行規則(平成14年船橋市規則第50号)別表に定める出資等法人その他の公共的性格を有する団体が作成したもの
- (2) 電気、ガス、水道、鉄道その他の生活関連又は産業基盤の社会資本に係る者が作成したもの
- (3) 市の指定金融機関、収納代理金融機関その他の市が行う事務事業に密接な関係を有するものが作成したもの
- (4) その他行政資料室を主管する課長が行政資料室に配架する必要があると認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年5月14日から施行する。

(適用区分)

- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に取得する行政資料について適用する。